

第 57 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 7 年度 第 6 回 滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和 8 年 3 月 5 日 16 時 00 分～16 時 29 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 4 人 (定数 5 人) 労働者代表委員 3 人 (定数 5 人) 使用者代表委員 5 人 (定数 5 人) 事務局 4 人
出席者	公益代表委員 片山 聡 木下康代 堀田直美 松田有加 労働者代表委員 相澤三千代 平井孝史 平塚雄二 使用者代表委員 池田健 川口剛史 楠亀博美 福地康博 水野透 事務局 多和田治彦労働局長 青木利彦労働基準部長 足立育弘賃金室長 田原裕子労働基準監督官
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定 (産業別) 最低賃金について 滋賀県特定 (産業別) 最低賃金専門部会の廃止について 令和 8 年度滋賀県特定 (産業別) 最低賃金の意向表明について ・ 最低賃金審議会の運営等について 令和 8 年度の審議日程 (案) について 令和 8 年度の実地視察について 令和 8 年度第 1 回滋賀地方最低賃金審議会の公開について
議事録	別紙のとおり。

○足立室長

それでは、ただ今から、「第6回 滋賀地方最低賃金審議会」を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員の皆様の出席状況について、報告します。公益代表委員4名、労働者代表委員3名、使用者代表委員5名、合計12名ご出席いただいております。

したがって、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることを報告します。なお、公益代表委員の佐野委員、労働者代表委員の榎並委員、松井委員におかれましては、事前に欠席のご連絡をいただいております。

本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開としており、傍聴の申込みを受け付けておりましたところ、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことを報告いたします。

また、本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第7条に基づき、議事録をホームページに公開しますことを、お知らせします。

それでは、ここからの議事進行は、木下会長にお願いします。

○木下会長

皆さま、お忙しいところ、最低賃金審議会にご出席いただき、ありがとうございます。

それでは、最初に本日の資料について、事務局から説明してください。

○田原監督官

それでは、資料につきまして説明させていただきます。詳細は追って説明させていただきます。

ます。

1 ページ、資料No. 1 は、「第 57 期 滋賀地方最低賃金審議会委員名簿」です。労働者代表委員の大西委員の辞任に伴い平井委員が後任として選出されております。

3 ページ、資料No. 2 は、「2026 年度（令和 8 年度） 滋賀県特定（産業別）最低賃金の改正等意向表明」となっております。

5 ページ、資料No. 3 は、「滋賀県特定（産業別）最低賃金 適用使用者数・適用労働者数」となっております。

7 ページ、資料No. 4 は、「令和 7 年度 滋賀地方最低賃金審議会開催状況」となっております。

9 ページ、資料No. 5 は、「令和 8 年度 答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」となっております。

11 ページ、資料No. 6 は、「令和 8 年度 滋賀地方最低賃金審議会 審議日程(案)」です。

13 ページ、資料No. 7 は「令和 7 年度 地域別最低賃金の審議結果」で、本省の公表資料から引用したものとなっております。

15 ページ、資料No. 8 は「今年度の最低賃金周知広報用資料（リーフレット）」です。

滋賀県最低賃金と特定（産業別）最低賃金を併記して掲載したもので、滋賀労働局におきまして作成したものとなっております。

これらのリーフレットや同じ図柄のポスターを滋賀県及び県内の各市町、各商工会議所・商工会などの関係団体など多くの県民の目に触れる場所等に配布するなどして、改正された最低賃金の周知を図ったところでございます。

資料の説明につきましては以上です。

○木下会長

それでは、議事を進めてまいります。

議題 1 「特定（産業別）最低賃金について」です。

まず、「令和 7 年度滋賀県特定（産業別）最低賃金専門部会の廃止について」ですが、今年度の 4 業種の特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る審議は、令和 7 年 10 月 29 日に答申を行い、12 月 28 日から発効しており、全ての審議が終了しています。

したがって、滋賀地方最低賃金審議会専門部会運営規程第 10 条第 1 項の規定に基づ

き、今年度の4業種の滋賀県特定（産業別）最低賃金専門部会を廃止したいと思います。
委員の皆様、異議はありませんでしょうか。

[異議なしの声]

それでは、今年度設置しました4業種の滋賀県特定（産業別）最低賃金専門部会を廃止します。

次に「令和8年度 滋賀県特定（産業別）最低賃金の意向表明について」です。資料No.2のとおり労働者を代表する団体から6件の滋賀県特定（産業別）最低賃金の改正について、意向表明がありましたので、労働者代表委員からご説明をお願いします。

○相澤委員

資料3ページになります。去る令和8年2月26日に滋賀労働局長、滋賀地方最低賃金審議会会長あてに滋賀県特定（産業別）最低賃金の改正等の意向表明をさせていただきました。

内容については、資料4ページになります。令和8年度は令和7年度に審議いただきました窯業土石製品製造業、一般機械器具製造業、精密・電気機械器具製造業、自動車・同附属品製造業に加えて、かねてから必要性ありとの合意には至っていませんが、新繊維工業、各種商品小売業を含めた6業種について、令和8年度の改正に向けた意向表明をさせていただきました。新繊維工業、各種商品小売業については、昨年同様、「労働協約ケース」での申出をしたいとの意向であります。

特定最低賃金の必要性につきましては、近年、地域別最低賃金の引上げが進む中で産業別最低賃金の役割が終えたのではないかといった声も聞かれます。しかし、むしろ今こそ産業別最低賃金の役割が問われていると考えています。産業別最低賃金は単に賃金水準を定めるだけでなく同一産業内の公正な競争環境を守る社会的インフラだと思っております。とりわけ滋賀県は製造業の比率が高く、産業別最低賃金の影響は極めて大きいと思っております。また、人手不足が深刻化する中で賃金の下支えの機能はますます重要だと思っております。産業別最低賃金がなければ技能や経験に見合わない賃金水準が放置され、結果として人材の流出、産業基盤の弱体化を招きかねません。産業別最低賃金はこれまで労使と地域で築き上げてきた合意の積み重ねです。地域別最低賃金に埋没させるのではなく、それぞれの産業の

実情に即した制度として、今後も維持・発展させるべき制度であることを申し上げます。

今回は「労働協約ケース」として、新繊維工業、精密・電気機械器具製造業、各種商品小売業、「公正競争ケース」として窯業・土石製品製造業、一般機械器具製造業、自動車・同附属品製造業の改正の意向表明をさせていただきます。

また、新繊維工業と各種商品小売業につきまして、参考人の意見陳述する場を求めますので、令和8年度によりしくお取り計らい願います。

○木下会長

ただ今、労働者代表委員から、令和8年度 特定（産業別）最低賃金の改正について、意向表明がありました。今回、意向表明された6件について、資料がありますので、事務局から説明をお願いします。

○田原監督官

それでは説明させていただきます。

意向表明された6件の特定（産業別）最低賃金につき、申し出要件であります定量的要件については資料No. 3の「滋賀県特定（産業別）最低賃金 適用使用者数・労働者数」に基づいております。

特定（産業別）最低賃金の適用使用者数・労働者数の確認にあたりましては、総務省が実施する「経済センサス」の最新の結果に基づいて確認するということになっているところであり、現時点での最新のものである令和3年センサスの結果をもとに、令和7年度に実施しました「最低賃金に関する基礎調査」で得ました各産業別最低賃金の適用除外労働者数から推算した適用除外労働者数を除く形で算出しております。説明は以上となります。

○木下会長

ただ今の事務局からの説明について、ご質問等はございますか。

特にないようですので、労働者側から6件の特定（産業別）最低賃金改正に係る意向表明があったことについて、使用者側からご意見等があれば、お願いします。

○池田委員

労働側の意向表明について、承りました。地域別最低賃金が急激に上がっている近年の状

況を踏まえつつ使用者側の考えを整理し、正式な申出がなされた場合には真摯に検討させていただきます。

○木下会長

ただ今の使用者側の意見につきまして、労働者側から追加で何かございますか。

○相澤委員

現時点での意向表明ですので、正式に申出をした後に真摯に検討いただくという意見をいただきましたので、その際に真摯に協議させていただきます。

○木下会長

労働者側から来年度の特別検討小委員会に参考人を参加させたいというご意見がありましたが、これについて、事務局から何かありますか。

○足立室長

来年度の審議会で審議・決定していただくこととはなりますが、今年度と同様に令和8年度の特定（産業別）最低賃金改正に係る申出後に参考人の「推薦書」と「同意書」を会長あてで事務局に提出していただくこととなります。

その後、滋賀地方最低賃金審議会小委員会運営規程第6条第3項に「委員長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。」と規定されていますので、事務局から委員長に諮らせていただくこととなります。

○木下会長

それでは、次の議題2「最低賃金審議会の運営について」です。

まず、①「令和8年度の審議日程（案）について」、事務局から説明をお願いします。

○足立室長

令和8年度の日程（案）については、資料No.6、11ページをご覧ください。委員の皆さまのご都合等があるかとは思いますが、会場確保等の都合もありますので、事務局で案を作成

させていただきました。

それでは内容を説明させていただきます。

まず、基本的な考え方ですが、昨年は中央から目安が示されたのが8月になりましたが、今年度につきましては、例年どおり7月下旬に目安が示されるとの前提で日程を組んでおります。

資料の一番上の段に本審の日程を記載しておりますが、第1回本審を7月9日に開催し、地賃改正に係る諮問を行い、第2回本審を7月30日に開催し中央から出される目安の伝達を行うこととしております。

その後、上から3段目の欄になりますが、地賃の専門部会を7月31日、8月3日、5日に開催し、8月7日の午前中を予備日として確保し、8月7日の午後に答申をいただく第3回本審を開催することとしております。8月7日に答申がいただければ、一番上の段、青地で記載しておりますが、9月3日に官報公示、10月3日が発効日となります。

また、滋賀県特定（産業別）最低賃金の審議日程は、令和8年12月の年内の発効を目指した日程としています。

地賃答申の第3回本審時に特賃の「改正決定の必要性の有無」の諮問を行い、上から2段目ですが8月18日に特別検討小委員会を開催して、必要性の審議を行っていただき地賃の異議審を8月25日に開催し、異議申出に係る審議と併せて特賃の必要性の有無の答申、必要性ありとなった特賃についての改正決定の諮問を行うこととしております。

その後、一番下の段になりますが諮問のあった業種の合同専門部会を9月16日に開催し、各業種、資料には、あくまで仮ですが今年度「必要性あり」とされた4業種を記載しましたが、9月24日から10月2日の間に各業種の第1回専門部会、10月5日から16日までの間に第2回専門部会、10月19日から29日の間に第3回専門部会を開催する日程としております。そして一番上の段に戻り10月30日に特賃の答申をいただく第5回本審を開催する日程としております。

特定(産業別)最低賃金の専門部会の具体的日程は、特定最賃の専門部会委員が決まり次第、あらためて日程調整を行ったうえで決定し、8月上旬には確定させたいと考えております。

特定最賃の専門部会の日程調整の基本方針としましては、1回目、2回目、3回目を1週間以上開けて開催すること、部会長はすべて出席可能な日とすること、3回目は全委員が出席可能な日とすることで調整していきたいと考えております。

また、日付の前に赤色の四角印があるものは、改定最賃額の早期発効を目指す場合は遅くともこの日に開催しなければならない日となります。赤色の米印はできるだけこの日で実施したいと考えている日程です。緑色の文字は、特定(産業別)最低賃金改正に係る“意向表明”及び“申出”のおおよその日程ですので、労働者側は、ご確認をお願いします。青色文字は、事務局側の手続きですので、委員の皆様には直接かわらない日となっています。以上です。

○木下会長

令和8年度の審議日程(案)ですが、ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問、ご意見等はございますか。

○池田委員

現時点ではこれで了解はしますが、発効日について今年度は後ろ倒しにするという意見は特段申し上げませんでした。全国的にみればらつきが非常に大きいということは、課題として認識されていることでもあり、発効日がこれで確定したものではないということは確認させてもらいたいと思います。

○木下会長

今のご意見は承知をいたしました。

その他、質問や意見はございますか。

[意見なし。]

中賃の答申が、今年度のように予定よりずれ込む場合は、変更することとなると思います

が、予定どおりに答申が出されれば、この日程（案）を令和8年度第1回滋賀地方最低賃金審議会に提案してください。

次に、②「令和8年度の実地視察について」、事務局から説明してください。

○足立室長

実地視察について、令和4年度は、地域別最低賃金を主眼とした視察を実施し、令和5年度・6年度は特定（産業別）最低賃金を主眼とした実地視察を実施しました。今年度は、地域別最賃の審議が大幅にずれ込む可能性があったことから日程を組むことができなかつたため実施はしませんでした。

令和8年度は、特定最賃の合同専門部会の前9月1日から15日までの間で実地視察を計画したいと思います。視察事業場は1事業場を考えております。事業場の選定に当たりましては、労働者側委員及び使用者側委員の皆様からご紹介いただけないか、ご検討よろしくお願ひいたします。

実施方法は、昨年度までと同様、現地集合・現地解散で、公労使委員と事務局併せて10名前後で実施したいと考えております。

○木下会長

ただいま、事務局から実地視察について説明がありました。質問・意見等は、ございますか。

特に意見等はありませんでしたので、事務局（案）を令和8年第1回滋賀地方最低賃金審議会に提案してください。

次に、③「令和8年度 第1回 滋賀地方最低賃金審議会の公開について」です。事務局は、説明してください。

○足立室長

令和8年度の第1回目の滋賀地方最低賃金審議会の公開のうち傍聴の可否については、当該審議会の開催前に傍聴希望者の公示を行いますので、本日の審議会で決定しておく必要がございます。

今年度も含めこれまでは、公開としております。

来年度、傍聴の可否について、いかに取り計らうか、ご審議をお願いします。

○木下会長

各委員から意見等はございませんか。例年どおり、公開ということによろしいですか。

例年どおり「公開」ということで意見はないようですので、令和8年度第1回滋賀地方最低賃金審議会は、公開(傍聴可)といたします。

事務局は、「傍聴取扱要領」に基づき、公開の手続きをお願いします。

次は、議題(3)「その他」についてですが、委員の皆様から何かございますか。

[意見等なし。]

事務局から何かありますか。

○足立室長

中央の審議会の動きについて、情報共有いたします。

労使委員におかれては上部団体から情報がおりにきているかもしれませんが、「目安制度の在り方に関する全員協議会」、目安安全協と略しますが、2月27日に開催され、今後、2回の開催が予定されております。

議題は、今年度の地方における地賃審議の振り返りとされています。

資料7の裏面に47都道府県の地賃の審議結果が記載されておりますが、目安差額の欄に黄色の網掛けがあるところは目安を上回る引上げが行われた道府県、ピンクは目安より10円以上の引上げを行った県となります。また、発効日の欄に黄色で網掛けされているのは、発効日が1月以降となった県でピンクは発効日が3月以降になった県となります。

今年度はこのように目安額を上回った道府県が多く、中には目安プラス10円以上となる県もあったこと、また、発効日が大きく後ろ倒しした県があったことを中心に目安安全協で議論すると聞いております。

今後、目安安全協の見解等が出されれば皆さまに情報提供していきたいと考えておりますし、その内容次第では別途、対応を検討する必要があるかもしれませんので、ご承知おき願います。

○木下会長

ただいまの事務局からの説明に何かご質問等はありませんか。ないようですので、最後に局長からご挨拶があるとのことですので、よろしくお願いします。

○多和田局長

労働局長の多和田でございます。

今年度最後の滋賀地方最低賃金審議会に際しまして、一言お礼を申し上げます。

委員の皆様には、この1年間、ご多忙のところ、滋賀県最低賃金及び滋賀県特定最低賃金の改定につきまして、ご審議いただき、誠にありがとうございました。

今年度を振り返りますと、地域別最低賃金につきましては、中央からの目安額が、A、Bランク 63 円、Cランク 64 円という過去最高となる目安額が示され、その目安が示されたのが、例年よりも大幅に遅れましたことから、当審議会での審議も当初の日程を変更し、8月5日から連日の審議、また予備日も使った審議となりました。

委員の皆さまには、ご多忙のところ、急な日程変更にもかかわらず、審議会、専門部会への出席を可能な限り優先していただき、誠にありがとうございました。

おかげ様で、全国的には答申が大幅に遅れた局も多数ある中、8月8日に過去最高の63円の引上げとする答申をいただき、10月5日に発効することができましたことに、改めて感謝を申し上げます。

また、4件の滋賀県特定最低賃金の審議につきましても、非常にタイトなスケジュールの中で集中的にご審議をいただき、53円から55円の引上げで結審となり、こちらも無事、年内に発効することができました。

委員の皆様には、真摯かつ丁寧にご審議を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、本日をもちまして、今年度の全ての審議が終了することとなりますが、来年度に向けては、高市政権発足後の昨年11月に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対

策」において、「適切な価格転嫁と生産性向上支援等によって、最低賃金の引上げを可能とする環境整備を進めていく」ことが盛り込まれております。

石破政権下では、「2020年代に最低賃金の全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する。」という考え方が示されておりましたが、いまは、高い目標を掲げることよりも、企業が最低賃金引上げに対応できる環境整備をしっかりと行うことを重視する方向性が示されておりますが、最低賃金の引上げは、来年度も引き続き、政府の重要な課題となっている点については、これまでと大きく変わるものではないと思っております。

来年度の最低賃金の審議も、引き続き、皆様をお願いすることになります。ご多忙のところ大変恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。今年度1年間、誠にありがとうございました。

○木下会長

ありがとうございました。

これで、今年度の全ての審議が終了となります。委員の皆様、円滑な審議にご協力いただき、ありがとうございました。

これで、「第57期 令和7年度 第6回 滋賀地方最低賃金審議会」を終了いたします。

お疲れ様でした。